

平成27年6月19日
官民競争入札等監理委員会

第154回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業の評価（案）について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○ 事業の評価（案）について

（1）「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。

- 中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務（資料1-1及び1-2）
- 画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱（資料2-1及び2-2）
- 商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業（資料5-1及び5-2）
- 経済産業研究所データベース業務（資料6-1及び6-2）
- （独）印刷局/ネットワークシステム運用管理支援請負作業（資料8-1及び8-2）

（2）同指針に基づき、新プロセスへの移行を了承することとし、次期事業の実施要項については、内閣府への提出をもって法第14条第5項に基づく本委員会の議を経たものとみなす事業。

- （研）情報通信研究機構の情報システム運用業務（資料7-1及び7-2）
- 「地図と測量の科学館」の管理運營業務（資料9-1及び9-2）

（3）引き続き民間競争入札を実施するとされた事業。

- 商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業（資料3-1及び3-2）

- 商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業
(資料 4-1 及び 4-2)

○実施要項(案)について

- 漂着ごみ対策総合検討事業(資料 10-1 及び 10-2)

以上